

金融商品取引法改正に伴う政省令等の改正に関する意見書

2015年（平成27年）12月10日

日本弁護士連合会

はじめに

第189回国会における金融商品取引法改正（以下「改正法」という。）により、適格機関投資家等特例業務（いわゆる「プロ向けファンド」）に関する制度整備が行われたが、金融庁は、同改正に伴う金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）・金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）・金融商品取引業等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）等の改正案を公表した。

当連合会は、2015年（平成27年）2月19日付けで「プロ向けファンドに関する制度の早期実現と実効性のある運用を求める意見書」（以下「日弁連意見書」という。）を公表し、適格機関投資家等特例業務の制度整備に関する意見表明を行ったが、本意見書は、同意見書に基づき、施行令・金商業等府令・監督指針等の改正案について、基本的に賛意を表明するとともに、投資家保護の観点からなお検討されるべき点について、意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 適格機関投資家等特例業務の届出書の記載事項（改正法第63条第2項）に関する金商業等府令案第238条及び届出書の添付書類（改正法第63条第3項）に関する金商業等府令案第238条の2に賛成する。もつとも、金商業等府令案第238条第2号ロ及び同第3号ロの「当該業務に係る出資対象事業の内容」の具体的な記載を求める点について、監督指針等において具体的項目や具体例を示すなど、より明確化を図るべきである。また、届出書の添付書類（改正法第63条第3項）については、さらに出資契約書（案）のひな型、契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面の提出を求めるべきである。
- 2 内閣総理大臣による届出事項の公衆縦覧（改正法第63条第5項）に関する金商業等府令案第238条の4（及び別紙様式第20号の2）及び届出業者等による届出事項の公衆縦覧等（改正法第63条第6項）に関する金商業等府令案第238条の5（及び別紙様式第20号の2）に賛成する。ただし、届出業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であるときは、国内における代表者又は代理人の氏名、商号又は名称、所在地又は住所、電話番号（金商業等府令

案第238条第4号・同第5号の事項)も公衆縦覧等の対象事項とすべきである。なお、適格機関投資家に関する情報については、投資者への適切な情報提供のあり方を検討すべきである。

- 3 適格機関投資家等特例業務の要件における投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの(改正法第63条第1項第1号・同第2号)に関する金商業等府令案第234条の2に賛成する。また、業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの(金商法第40条第2号)に関する金商業等府令案第123条第1項第30号に賛成するが、施行後、適格機関投資家が届出業者の子会社等である場合において届出業者の業務が適切でない実態が認められるときには、同号に定める事項について、適格機関投資家等特例業務の要件として金商業等府令案第234条の2に適切な定めをおくことを検討すべきである。
- 4 「適合性原則」に関して定める監督指針IX-1-1(1)②及び「顧客に対する説明態勢」に関して定める監督指針IX-1-1(1)③について、基本的に賛成する。ただし、分かりやすい説明が求められる事項(監督指針IX-1-1(1)③のイ)として「適格機関投資家等特例業務が本来プロ向けの制度であること」を加記すべきである。また、投資者から説明を受け理解したことの確認書を得ることを求めるべきである。
- 5 届出業者が作成・保存すべき帳簿等書類(改正法第63条の4第1項)に関する金商業等府令案第246条の2について、基本的に賛成する。ただし、運用を行う業者が作成保存すべき書類(同条第1項第3号)として、発注伝票(金商業等府令第157条第1項第17号ニの書類)を加えるべきである。届出業者が作成・提出すべき事業報告書(改正法第63条の4第2項)に関する金商業等府令案第246条の3(及び別紙様式第21号の2)については、少なくとも提案の内容が維持されるべきである。説明書類の縦覧(改正法第63条の4第3項)に関する金商業等府令案第246条の5については、別紙様式第21号の2の(10)～(12)の事項を含め事業報告書の記載事項を説明書類の記載事項とすることを基本とすべきである。
- 6 適格機関投資家等特例業務の相手方(改正法第63条第1項第1号及び第2号)に関する施行令案第17条の12第1項・第2項、金商業等府令案第233条の2及び監督指針IX-1-1(1)の①に賛成する。なお、富裕層個人の要件(金商業等府令案第233条の2第3項第1号)は客観性をもって確認されることが必要であることをより明確にすべきである。

- 7 適格機関投資家等特例業務の相手方として、「投資に関する事項について知識経験を有するもの」を認める要件に関する施行令案第17条の12第2項、同第17条の13の2、金商業等府令案第239条の2に賛成する。「投資に関する事項について知識経験を有するもの」に関する金商業等府令案第233条の3及び監督指針Ⅸ-1-1(1)の①に賛成する。
- 8 平成27年改正法を、できるだけ早期に施行し、実効ある運用をすべきである。

第2 意見の理由

1 平成27年改正法等について

改正前の金融商品取引法における適格機関投資家等特例業務（改正前金融商品取引法第63条）は、参入規制がなく、行為規制も虚偽説明の禁止と損失補填禁止に限定されるなど極めて緩やかでありかつ行政処分を行うこともできないなど、投資者保護の制度は整備されていなかったにもかかわらず、49名以下であれば一般の個人を含めて、一般投資家に販売をすることができた。

かかる制度のあり方は問題業者の着目するところとなり、問題業者は適法な特例業務届出者としての外観をもって、一般投資家にファンドの販売勧誘を行って資金集めを行い、高齢者を中心として多数の投資被害を生じさせた。

そこで、このような事態に対応するため、成長資金の円滑な供給の要請に配慮しつつ、投資者保護を図る観点から2015年3月3日付けで「金融審議会投資運用等に関するワーキング・グループ報告～投資家の保護及び成長資金の円滑な供給を確保するためのプロ向けファンドをめぐる制度のあり方～」（以下「WG報告」という。）が公表され、同報告を踏まえて、金融商品取引法の改正が行われた（2015年5月27日成立、同年6月3日公布）。

衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会の審議においては、「いわゆるプロ向けファンドをめぐる投資者被害を抑止するため、一般の個人に被害が生じないように販売可能な投資者の範囲を適切に限定するとともに、引き続き投資者に対する注意喚起や理解啓発に努めるなど、投資者保護に万全を期すこと。」等の附帯決議が付された。

2 ファンドの金融商品としての特質と規制のあり方について

ファンドは、資金の運用対象によりリスクやリターンのあり方が大きく異なること、出資やリターンの条件、投資者の取り得る手段等が基本的に契約の定めによること、ファンドの運営が運営者の資質に左右されるものが少なくない

ことなどから、投資商品としての難易度は高く、リスクの高いものも多い。また、現状、必ずしも一般の投資家になじみのある商品とはなっていない。

一般の投資者がファンドに安心して投資できる環境を実現するには、問題業者が制度を悪用して一般の投資者に被害をもたらす状況を除くとともに、ファンドの商品特性を踏まえた適切な販売勧誘ルール及び運用ルールが確保される必要がある。適切な規制の下でこそ、ファンドによる資金供給の拡大も期待することができる。

ファンドの販売勧誘や投資型ファンドの運用は、金融商品取引業者としての登録を経て行うことが原則とされている。適格機関投資家等特例業務は、これに対して、プロ向けの制度として緩和された規制の下における制度であるが、改正前の制度は規制の均衡が確保されているとはいえ、ファンドの金融商品としての特質を前提とした上で、規制の枠組みと販売可能な投資者の範囲の適切な均衡を図ることが求められていた。

3 改正法の概要と早期施行の必要

改正法における適格機関投資家等特例業務は、従来の制度枠組みを改め、(1)特例業務届出者について欠格事由を設け（改正金商法第63条第7項）、(2)適格機関投資家の範囲や要件を設定し（改正金商法第63条第1項）、(3)特例業務届出者に登録業者と同等の行為規制（改正金商法第63条第11項）を課した上で、(4)問題業者に対して行政処分を行うことができるようにする（改正金商法第63条の5）など、制度枠組みを整備した。

かかる整備を行いつつも、基本的にプロ向けの制度として届出制を維持し、参入規制では登録業者のような登録審査を課さないこととするなど、登録制に比して緩やかな規制となっている。

そこで、プロ向けファンドの販売可能な投資者の範囲については、投資判断能力を有する一定の投資家及び特例業務届出者と密接に関連するものに限定することとし、また、ベンチャー・ファンドについては、ガバナンスの確保、公認会計士による会計監査の実施など相応の体制が整備されることを前提に、出資可能な投資者の範囲を若干拡大することとして法改正が行われた¹。

改正法は、成長資金の円滑な供給の要請に配慮しつつ投資者の保護を確保すべく、規制の均衡を図ろうとするものであり、改正前の適格機関投資家等特例業務に比して、(富裕層等への販売を可能とする点でなお問題があるものの)規制の効果が期待される。

この間も、適格機関投資家等特例業務を悪用・濫用した投資被害は発生して

いるところ、このような状況の継続を許さないためにWG報告に基づいた政省令等を確定し、できるだけ早く改正法を施行することが求められる。

4 制度の枠組みと政省令について

(1) 特例業務の届出者等について

① 特例業務の届出者等

ア 欠格事由と届出

改正法では、特例業務届出者の要件として、業務廃止命令を受けてからの5年間、刑事罰に処せられてから5年間等の欠格事由が設けられた(改正法第63条第7項)。

次に、改正法では、届出書の記載事項及び添付書類について拡充を図ることとされているところ、これらは届出の段階で、不適切な業者の届出、適格機関投資家が不適切である届出、ベンチャー・ファンドを装う悪質な業者の届出などについて、これを適切かつ確実に審査し、届出を受理しないために重要である。

届出書の記載事項について、旧法下では届出業者に関する概要情報、出資持分対象事業の名称及び少なくとも1名の適格機関投資家の商号、名称又は氏名が届出書の記載事項とされていたが(現行の金融商品取引法第63条第2項、金商業等府令第236条～第238条)、改正法下においては、米国の届出業者において求められている事項を参考に詳細な記載事項を求めるべきである。

この点、届出書の記載事項(改正法第63条第2項)に関する金商業等府令案第238条は、届出事項に関して詳細な定めをおくものであり基本的に賛成する。もっとも、金商業等府令案第238条第2号ロ及び同第3号ロの「当該業務に係る出資対象事業の内容」については、具体的な内容の届出を求めるべきであるところ、別紙様式第20号の1では「出資対象事業の内容」について「具体的に記載すること」と注記されている。この点については、監督指針等において具体的な記載項目や記載例を示すなど、より具体化が図られるべきである。例えば、ベンチャー・ファンドの場合には、出資金の運用による投資対象が非上場株式等であること、投資対象企業をいかなる段階の会社とするか、いかなる業種の会社とするかの記載を求めるなど、求められる記載の内容や程度を監督指針等においてさらに明らかにすべきである。

また、添付書類について、旧法下では届出書の写し及び登記事項証明

書等とされていたが（金商業等府令第236条）、改正法では登記事項証明書等を法定するとともに、欠格事由に該当しないことの誓約書面、定款（法人の場合）及び内閣府令で定める書類を提出すべきものとされた（改正法第63条第3項）。

この点、届出書の添付書類（改正法第63条第3項）に関する金商業等府令案第238条の2は、添付書類として役員（又は届出者個人）及び重要な使用人の履歴書・住民票の抄本等、適格機関投資家である投資事業有限責任組合の出資合計額等を証する書類、出資総額・子会社等の出資額を証する書類を定める。これらはいずれも特例業務の実体ないし実態を確認するために必要なものであることから、賛成する。もっとも、金商業等府令案第238条第2号ロ及び同第3号ロの「当該業務に係る出資対象事業の内容」について具体的に把握するために、出資契約書（案）のひな型、契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面の提出を求めるべきである。

イ プロ向けファンドに関する情報の公衆縦覧等

改正法は、内閣総理大臣は届出事項のうち内閣府令で定めるものを公衆の縦覧に供しなければならないとし（改正法第63条第5項）、また、届出業者も届出事項のうち内閣府令で定めるものを公衆の縦覧に供し又はインターネット等により公表しなければならないとしている（改正法第63条第6項）。

かかる情報の公表は、投資者らへの情報提供としての意義を有するとともに、プロ向けファンドへの監視という点からも意義を有するものである。問題業者による販売が行われたときに、投資者側が業者の状況を把握し、責任追及を行う際の情報源としての意義も有する。かかる観点から届出事項については、原則として公表の対象とされるべきである。この点、内閣総理大臣による届出事項の公衆縦覧（改正法第63条第5項）に関する金商業等府令案第238条の4（及び別紙様式第20号の2）及び届出業者等による届出事項の公衆縦覧等（改正法第63条第6項）に関する金商業等府令案第238条の5（及び別紙様式第20号の2）は、届出事項の大部分を対象とするものであり、基本的に賛成する。ただし、届出業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であるときは、国内における代表者又は代理人の氏名、商号又は名称、所在地又は住所、電話番号（金商業等府令案第238条第4号・同第5号の事項）も公衆

縦覧等の対象事項とすべきである。

適格機関投資家については、問題事例において、適格機関投資家が届出者と共同して投資者被害を生じさせているものもあり、こうした事例においては適格機関投資家に対する責任追及も必要となるところ、適格機関投資家に関する情報の投資者への適切な提供のあり方を検討すべきである。

② 適格機関投資家等について

改正法では、「投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるもの」（改正法第63条第1項第1号・第2号）を適格機関投資家等特例業務から除くとしているところ、金商業等府令案第234条の2は、適格機関投資家の全てが運用資産（借入金を除く。）5億円未満の投資事業有限責任組合である場合及び届出業者と密接に関連する者等が出資者の2分の1以上を占める場合を定める。問題事例において、運用資産額が少ない投資事業有限責任組合が適格機関投資家となっているものが多くみられる等の実情や基本的に適格機関投資家を対象とする制度の趣旨に鑑み、改正案に賛成する。

また、業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの（金商法第40条第2号）に関する金商業等府令案第123条第1項第30号に賛成するが、施行後、適格機関投資家が届出業者の子会社等である場合において届出業者の業務が適切でない実態が認められるときには、同号に定める事項について、適格機関投資家等特例業務の要件として金商業等府令案第234条の2に適切な定めをおくことを検討すべきである。

(2) 行為規制等について

① 行為規制について

改正法の下では、一般の個人へのプロ向けファンドの販売は認められないことになるが、富裕層個人、届出者の親族及びベンチャー・ファンドについては上場会社等の元役員等への販売が認められる。このような者の中には、投資取引の知識や経験を十分有しない者も含まれ得る。一般の個人は含まないとはいえ、上記の者らを含む一般投資家に対してプロ向けファンドが販売され得ることに鑑みると、販売勧誘や運用が適正に行われるように、規制を具体化する必要がある。

改正法においては、勧誘に当たって届出業者には第2種金融商品取引業

者と同様の勧誘規制が課され、届出業者は適合性の原則、書面交付義務、説明義務、虚偽説明の禁止、断定的判断の提供の禁止等を遵守すべきこととなる。また、投資型ファンドの運用には、投資運用業者と同様の運用規制が課され、届出業者は善管注意義務、忠実義務、委託に関する規制、分別管理義務、運用報告書交付等を遵守すべきこととなる（改正法第63条第11項）。

これらの規律については、既に金融商品取引業者に対する規制が政省令を含め整備されているところであり、基本的には、適格機関投資家等特例業務についても同様の規律が適用されることになる。

もともと、元々ファンドが一般の投資者になじみのある商品でなく、また、プロ向けファンドは第2種金融商品取引業者や投資運用業者が扱うファンドとは異なる特性やリスクを伴うものであるところ、適格機関投資家等特例業務に関しては、その業務の性質やリスクの高さ、本来プロ向けの制度であることから出資できる者が限定されていること等が投資者に適切に説明され、注意喚起がされる必要がある。

この点、監督指針IX-1-1（1）②は「適合性原則」について定め、監督指針IX-1-1（1）③は「顧客に対する説明態勢」について定めるところであり、これらに基本的に賛成する。ただし、分かりやすい説明が求められる事項（監督指針IX-1-1（1）③のイ）として「適格機関投資家等特例業務が本来プロ向けの制度であること」も含まれることを明らかにすべきである。また、投資者から説明を受け理解したことの確認書を得ることを求めるべきである。

② 業務に関する帳簿書類等について

改正法では、特例業務届出者は業務に関する帳簿書類の作成・保存義務を負う（改正法第63条の4第1項）。届出業者の業務の適正を確保するため、また、問題業者の実情を把握すること、特に早期の問題把握を可能とするため、帳簿書類の作成・保存義務の制度は重要である。

作成すべき帳簿書類については、内閣府令で定めるべきとされているが、帳簿書類等の作成保存・義務は、金融商品取引業者について金商業等府令において既に詳細な定めが置かれているところ（金商業等府令第181条）、届出業者についても基本的にはこれに準じた定めが置かれるべきである。

この点、金商業等府令案第246条の2は、届出業者が作成・保存すべ

き帳簿等書類（改正法第63条の4第1項）については金融商品取引業者が作成・保存すべき帳簿等書類に準じた定めをおいており、基本的に賛成する。ただし、運用を行う業者が作成・保存すべき書類（同条第1項第3号）として、発注伝票（金商業等府令第157条第1項第17号ニの書類）を加えるべきである。これらは、適切な運用業務が行われれば当然作成・保存されるものであり、また、問題事例等において資金の流れを把握する必要性が高いからである。

次に、改正法では届出業者は、事業年度ごとに内閣府令の定めに従って事業報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に内閣総理大臣に提出すべきこととされている（改正法第63条の4第2項）。この点についても、基本的には、金融商品取引業者の事業報告書（金商業等府令第182条）に準じた内容の事業報告書の作成を求めるべきである。

この点、届出業者が作成・提出すべき事業報告書（改正法第63条の4第2項）に関して、金商業等府令案第246条の3（及び別紙様式第21号の2）が定めるが、上記の観点から、少なくとも提案の内容が維持されるべきである。

さらに、改正法では事業報告書の記載事項のうち投資者保護のために必要と認められるものについて説明書類を作成し、これを公衆の縦覧に供し又はインターネット等による公表をすべきとしている（改正法第63条の4第3項）。投資者にとって、事業に関する情報は重要であり、また、問題業者の責任追及を行うためにも、事業情報が詳細に公開されていることが望ましい。かかる観点から事業報告書の記載事項は、公開情報の対象とすることを原則とすべきである。

上記の観点から、説明書類の縦覧（改正法第63条の4第3項）に関する金商業等府令案第246条の5については、別紙様式第21号の2の（10）～（12）の事項を含め事業報告書の記載事項を説明書類の記載事項とすることを基本とすべきである。

(3) 問題のある特例業務届出者への対応

改正法では、問題のある特例業務届出業者への対応について、実態把握・投資家保護の観点から、報告徴求・検査を行うことができることが明確化され（改正法第63条の5）、監督上の処分（業務改善・停止・廃止）が導入されるとともに（改正法第63条の5）、裁判所の禁止・停止命令の対象が、法令・命令違反の場合のほか、業務執行が著しく適正を欠き、投資者の損害拡

大を防止する緊急の必要がある場合にも拡大された（改正法第192条）。

5 販売可能な投資家の範囲について

(1) 適格機関投資家等特例業務一般について

プロ向けファンドの販売可能な投資家の範囲は、投資判断能力を有する一定の投資家及び届出者と密接に関連するものに限定することを旨として、政省令で定めることとされている（金商法第63条第1項）。この販売可能な投資家の範囲は、一般の個人に被害が生じることがないように適切に限定される必要がある。

かかる観点から、適格機関投資家等特例業務の相手方（改正法第63条第1項第1号及び第2号）について定める施行令案第17条の12第1項・第2項、金商業等府令案第233条の2に賛成する。

被害防止の観点からは、富裕層を含め個人に対する販売を許さないことが望ましいが、富裕層個人への販売を許容するときには、その範囲が適切に限定されるとともに、富裕層個人の要件の該当性が適切に確認される必要があるところ、内閣府令案は、富裕層個人の要件を以下のように定めている（金商業等府令案第233条の2第3項第1号）。なお、下記の「資産」は、投資性資産とされている（金商業等府令案第233条の2第2項・金商業等府令第62条第2号イ～ト）。

「次に掲げる全ての要件に該当する個人であること。

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該個人が保有する資産の合計額が1億円以上であると見込まれること。

ロ 当該個人が金融商品取引業者等に有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を開設した日から起算して1年を経過していること。」

富裕層個人の要件をこのように定める場合、販売の過程において特例業務届出業者により、上記の要件の充足が的確に確認される必要がある。この点、投資被害事例において、業者が投資者の資産・収入状況等の確認の際に実態と異なる申告を行わせることが多くみられることに鑑みると、投資者の申告書のみにより「合理的に判断して、当該個人が保有する資産の合計額が1億円以上であると見込まれる」とは到底認められない。上記の合理性が認められるためには、取引残高報告書や通帳の写し等投資者が任意に提供する資料や届出業者との従前の取引状況等から、客観性をもって確認されることが必要である。また、取引口座開設日から1年を経過していることも、過去に取

引を行ったことを示す書類が提示されるなど、客観性を持って確認されることが必要である。

上記の観点から、監督指針Ⅸ－１－１（１）の①に基本的に賛成するが、富裕層個人の要件（金商業等府令第２３３条の２第３項第１号）は客観性をもって確認されることが必要である点について、上記の趣旨をより明確にすべきである。なお、監督指針案については、届出業者において上記の要件について確認をした結果記録を作成し、社内において保存すべきことを定めるべきとしている点も、規制の実効の観点から重要である。

(2) ベンチャー・ファンドについて

改正法・施行令案及び内閣府令案では、一定の要件を満たすベンチャー・ファンドについて、販売可能な投資家として、さらに上場会社等の役員・元役員、認定経営革新等支援機関である弁護士・会計士・税理士、新規事業の立上げ等の業務に直接関わった経験があり、専門的な知識や能力を有する者等を認めることとしている。これは、新規成長企業への資金供給を担うベンチャー・キャピタルについて、政策的観点から一般の適格機関投資家等特例業務とは異なる規制枠組みを設定するものである。すなわち、一般の適格機関投資家等特例業務に比して、ガバナンスの確保、公認会計士による会計監査の実施など、相応の体制の整備が行われることを前提として、販売可能な投資家の範囲を一部拡大するものである。

ここにおいては、第１に販売可能な投資家の範囲が拡大されるベンチャー・キャピタルの要件が適切に画されるとともに、かかる要件の充足が確実に確認される必要がある。この点、施行令案は、非上場企業への株式投資等が８割以上であること、原則として資金の借入れ等がないこと、原則として途中償還がないこと、契約において改正法第６３条第９項に定める事項が定められていること等を要件として、販売可能な投資家の範囲を拡大することを認める（施行令案第１７条の１２第２項）。そして、改正法第６３条第９項は、出資契約において内閣府令で定める事項を定め、特例業務届出後一定期間内に、当該出資契約書の写しを当局に提出すべきとしているところ（改正法第６３条第９項）、金商業等府令第２３９条の２は、出資契約は、投資事業有限責任組合モデル契約に準じるガバナンスの確保を旨として、財務諸表等及び公認会計士または監査法人の監査報告書の出資者への提供、出資対象事業の運営及び財産の運用状況の出資者への報告、投資内容の書面による出資者への通知、出資者による運用者の解任・選任等を定めるべきとしている（な

お、公認会計士名は、改正法第63条第5項及び同条第6項により、公衆縦覧等の対照となる。)。これらの定めにはいずれも賛成する。なお、上記の要件に関する当局の確認が適切に行われることが極めて重要である。

第2に販売可能な投資家の範囲が適切に画され、かつ当該要件の充足の有無の確認が適切に行われる必要がある。これら要件は、客観的根拠をもって確認されるべきであり、また、新規事業の立上げ等の業務に直接関わった経験等については、当該業務を行った会社からの書面等の根拠資料に基づいた確認が確保されるべきである。施行令案は、ベンチャー・ファンドについて、販売可能な投資家の範囲を「投資に関する事項について知識経験を有する者」に拡大することを認めるところ（施行令案第17条の12第2項）、その範囲を具体的に定める金商業等府令案第233条の3に賛成する。また、新規事業の立上げ等の業務に直接関わった経験等の確認方法等について定める監督指針IX-1-1（1）の①に賛成する。

6 実効ある運用の確保について

(1) 迅速かつ適切な法執行

問題業者は、比較的短い期間で違法な資金集めを行い、しばらくすると連絡が取れなくなるものが多く、多くの事例において被害救済は困難である。

かかる被害の実情に鑑みれば、早期に問題業者の違法を把握し、早期に行政処分ないし刑事処分を実現して、被害の拡大を防止することが極めて重要である。

このような観点から、金融庁、証券取引等監視委員会及び各地の財務局においては、報告徴求・検査（改正法第63条の6）、行政処分等（改正法第63条の5）及び裁判所による禁止・停止命令の申立て（改正法第192条）を迅速かつ適切に行使するべきである。

また、届出業者として届出を行った上で一般の個人にプロ向けファンドを販売して投資被害を発生させるなど、無登録営業に該当する悪質な事案については、捜査当局との適切な連携の下、刑事責任の追及が迅速かつ適切に行われるべきである（金商法第29条・第197条の2第10号の4等）。

なお、証券取引等監視委員会・各地財務局、捜査機関、消費生活センター、弁護士等との連携ないし連携の充実が適切に行われるよう配意すべきである。

(2) 海外関連事案への対応

適格機関投資家等特例業務に限らず、金融商品取引法違反の事例の中には、投資金の送金先が海外となっているものや、海外の投資商品を取得させるも

の、海外の無登録業者による事例も少なくない。衆議院財務金融委員会の附帯決議及び参議院財政金融委員会の附帯決議においても、海外の業者や海外での運用等に関する法執行の充実を図ることが求められている。

今後、海外における法執行の充実を図るため、海外の規制当局との情報交換・協力の枠組みである情報交換協定(MOU)等による連携の強化を図り、海外関連案件の実態解明を積極的に行うとともに、国内業者の違法行為には行政処分等の対応を的確に行い、海外所在の業者の行為については海外の規制当局に情報を適切に提供し、当該国における行政処分等の対応に資すべきである。また、資金が海外に流出している事例については、資金の流れを積極的に解明するとともに、海外の違法業者に違法収益の利得が帰することがないように、海外の規制当局による資産凍結など適切な対応を促すべきである。

¹ 2015年5月15日衆議院財務金融委員会における池田唯一政府参考人の答弁、同月26日参議院財政金融委員会における池田政府参考人の答弁及びWG報告